

別表1 (H29.4.1～)

特別養護老人ホーム「うれしの」利用料金表

特別養護老人ホームうれしのの利用にかかる料金は以下のとおりです

1. 介護保険の基準サービス

(※単位…円/日額)

(I) サービス利用に係る 1日の利用料金 ※1	多床室					個室				
	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
全額(介護保険給付分を含む)	6,550	7,220	7,900	8,570	9,220	6,550	7,220	7,900	8,570	9,220
自己負担分	655	722	790	857	922	655	722	790	857	922

(II) 食事に係る 自己負担額 (介護保険外) ※3	第一段階	300
	第二段階	390
	第三段階	650
	第四段階	1,580

(III) 居住費に係る 自己負担額 (介護保険外) ※3	多床室		個室	
	第一段階	0	第一段階	320
	第二段階	370	第二段階	420
	第三段階	370	第三段階	820
第四段階	840	第四段階	1,150	

1日にかかる 自己負担額 (I)+(II)+(III)	多床室					個室				
	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
第一段階	955	1,022	1,090	1,157	1,222	1,275	1,342	1,410	1,477	1,542
第二段階	1,415	1,482	1,550	1,617	1,682	1,465	1,532	1,600	1,667	1,732
第三段階	1,675	1,742	1,810	1,877	1,942	2,125	2,192	2,260	2,327	2,392
第四段階	3,075	3,142	3,210	3,277	3,342	3,385	3,452	3,520	3,587	3,652

※1…『(I)サービス利用に係る自己負担額』の内訳について

○『(I)サービス利用に係る自己負担額』の内訳については以下のとおりです。(※単位…円/日額)

(I)の内訳	多床室					個室				
	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
①介護福祉施設サービス費	547	614	682	749	814	547	614	682	749	814
②個別機能訓練加算	12	入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、この計画に基づいた計画的な機能訓練を行っていることに加算されます。								
③精神科医療指導加算	5	精神科医師による月2回以上の療養指導が行なわれている体制をとっていることに加算されます。								
④日常生活継続支援加算	36	前6ヵ月間もしくは前12ヵ月間における新規ご利用者の総数のうち、要介護度4もしくは5の方の占める割合が70%以上、または、日常生活に支障をきたす認知症症状から介護を必要とする方の割合が65%以上、もしくは、ご利用者の総数のうち、たんの吸引等が必要な方が占める割合が15%以上である時、介護福祉士を常勤換算でご利用者6名ごとに1名以上配置している場合に加算されます。								
⑤夜勤職員配置加算(I)	22	夜勤の時間帯(17時から翌朝9時)の間で介護が特に必要とされる時間帯に職員が基準(常勤換算で職員をご利用者25名様につき1名以上)を1名以上上回って配置されていることへ加算されます。								
⑥看護体制加算(I)	6	常勤の看護師を1名以上配置していることへ加算されます。								
⑦看護体制加算(II)	13	看護職員が基準(常勤換算で看護職員をご利用者25名様につき1名以上)を1名以上上回って配置され、24時間の連絡体制を確保していることへ加算されます。								
⑧栄養マネジメント加算	14	栄養状態を適切に把握し、多職種協働により栄養ケアマネジメントをおこなうことに加算されます。								
合計(①～⑧)	655	722	790	857	922	655	722	790	857	922

○おむつ代は介護保険給付対象となっており、上記①にふくまれていますので、ご負担いただく必要はありません。

○感染症や精神症状等により、医師が個室の利用が必要と判断された方は、個室を多床室分の料金でご利用いただく場合もあります。

※2…介護職員処遇改善加算(Ⅰ)について

○ご利用された月のサービス利用料金の合計金額に**8.3%**が加算され、その内の1割を利用者負担額としてお支払いいただきます。厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している事業所に加算されます。

※3…利用者負担額(段階)について

○世帯全員が市町村民税非課税の方(市町村民税世帯非課税者)や生活保護を受けておられる方は、施設利用の居住費(滞在費)・食費の負担が軽減されます。

第一段階	世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方または生活保護の方。
第二段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方。
第三段階	世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担第2段階に該当しない方。
第四段階	上記以外の方。

※4…高額介護サービス費について

○上記の料金について、利用料段階第1段階～第3段階の方については介護保険の1割負担分(各加算の1割負担分も含む)の1ヶ月の合計が高額サービス費の対象となります。

第一段階	自己負担限度額(1ヶ月の合計)	15,000	円
第二段階	(介護保険の1割負担分より。各加算の1割負担分も含む)		
第三段階	自己負担限度額(1ヶ月の合計)	24,600	円
	(介護保険の1割負担分より。各加算の1割負担分も含む)		

※償還される時期はお支払いから約2ヶ月後となります。

例:要介護度 3 で 第三段階 の方が 多床室 を1ヵ月利用 の場合

(Ⅰ)サービス利用の自己負担額…	790	(Ⅱ)食費…	650	(Ⅲ)居住費…	370	
介護保険自己負担分	790 円(1日) × 30日	=	23,700	円	…①	
療養食加算	0 円(1日) × 30日	=	0	円	…②	
処遇改善加算後	①+②( 23,700 円) + ①と②計の8.3%	=	25,667	円	…③	
食費・居住費	( 650 円 + 370 円) × 30日	=	30,600	円	…④	
事務管理費	(…次項参照)	=	3,000	円	…⑤	
	<b>1ヶ月の自己負担額(③+④+⑤)</b>	=	<b>59,267</b>	円		
高額介護サービス費による償還	25,667	-	24,600	=	1,067	円
	<b>差引額</b>	=	<b>58,200</b>	円		

※5…それ以外の加算について

○ご契約者の方の状態や状況に応じ、以下の加算をさせていただきます。(※単位…円/日額)

その方の状態により加算	
経口維持加算(Ⅰ)	400/月 摂食機能障害により誤嚥がある方に対し、経口摂取を維持する為に医師の指示に基づき多職種協働で会議や食事の観察を行って経口維持計画を作成し、栄養管理を行ない、経口摂取維持への取り組みを実施した場合、1月ごとに加算されます。
” (Ⅱ)	100/月 上記の経口維持加算(Ⅰ)を算定する際、医師や歯科医師等が会議や食事の観察に加わった場合、1月ごとに加算されます。
療養食加算	18/日 医師の指示(食事箋)に基づく腎臓病食や糖尿食等の治療食の提供が行なわれた方に加算されます。

その時の状況により加算	看取り介護加算
<ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤の看護職員(看護師)を1名以上配置し、看護職員と24時間の連絡体制が確保されている。</li> <li>・看取りに関する指針について、入所の際に利用者またはご家族等に説明し、同意を得ている。</li> <li>・多職種協働のうえ、適宜看取りに関する指針の見直しを行っている。</li> <li>・看取りに関する職員研修を行っている。</li> <li>・看取りを行う際に個室または静養室が利用できる。</li> </ul> <p>以上の当施設要件のもと、医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断し、利用者またはご家族等の同意を得て介護計画を作成し、医師・看護師・介護職員等が共同して、利用者の状態またはご家族の求め等に随時、日々の記録を用いるなどして説明を行い、同意を得ながら介護を行った場合に以下が加算されます。</p>	
死亡日4日以上30日以下	1日につき144単位
死亡日の前日及び前々日	1日につき680単位
死亡日	1日につき1280単位

その時の状況により加算	
初期加算	30 入所日から30日間、または1月を超える入院後の再入所の際も30日間加算されます。

**※6…外泊(入院)時について**

○外泊や入院された場合で、施設に在所していない日であっても、外泊(入院)の翌日から6日間(月をまたいで連続した場合は最長12日間)は246円を自己負担していただきます。

○外泊(入院)時に居室を確保している場合、居住費は徴収させていただきます。減免対象者の方(利用料段階1段階～3段階)は、外泊時費用(370円)算定時は通常の負担限度額を、それ以外の期間は、個室利用者1,150円、多床室利用者840円のご負担になります。

(※単位…円/日額)

	外泊翌日より6日間				外泊翌日より7日目以降			
外泊時費用	246				0			
多床室を確保の場合	第1段階 0	第2段階 370	第3段階 370	第4段階 840	840			
個室を確保の場合	第1段階 320	第2段階 420	第3段階 820	第4段階 1,150	1,150			

**2. 介護保険の基準外サービス**

**※1…1以外のサービスについて**

○以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

サービス内容	概要と利用料金
①特別な食事	<b>要した費用の実費</b> (ご契約者のご希望に基づいて特別な食事、お酒等を提供します)
②理髪	1回 <b>1,800円</b> (カット) (月に1回、理容師の出張による理髪サービスをご利用いただくことができます)
美容	1回 <b>2,500円</b> (カットと洗髪) (月に1回、美容師の出張による調髪、パーマ、洗髪、顔剃等の美容サービスをご利用いただくことができます) ※パーマ等ご利用の場合は別途費用をいただきます。
③貴重品の管理 (事務管理費)	1ヶ月あたり <b>3,000円</b> (ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は預かり金規定に依ります)
④レクリエーション、 クラブ活動	<b>必要経費、材料代等の実費</b> (ご契約者の希望により生け花教室等の活動に参加していただくことができます)
⑤日常生活上 必要となる 諸費用実費	<b>要した費用の実費</b> (日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが 適当であるものにかかる費用を負担いただきます)

**※2…ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等について**

○ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間は以下の料金をいただきます。(※単位…円/日額)

居室区分	多床室					個室				
ご利用者の要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
料金	6,550	7,220	7,900	8,570	9,220	6,550	7,220	7,900	8,570	9,220

ご契約者が、要介護認定で自立又は要支援と判定された場合

多床室・個室とも… 6,550 円

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。  
その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。